

全国市町村再開発連絡協議会

平成24年度制度改正要望

1. 市街地再開発事業者が、当該市街地再開発事業を円滑に推進するために、区域外において、代替え地の取得、代替え物件の建設等、事業の推進に必要な行為が出来るよう取り扱いをお願いする。

組合施行の市街地再開発事業を補佐する民間の経済状況が悪く、事業の推進上必要な代替え地の斡旋取得等、事業の推進に必要な種々の行為が事業地区外では制限されてしまい、事業の速やかな推進が出来ない状況にある。

事業の精算までに関連事業を含めた組合事業の精算を行うことを条件に、事業地区外での関連事業を組合が出来るように法解釈をお願いしたい。

2. 業務代行者の選定にあたり、事業経験の深いコーディネーター等からなる選定組織の設置を、法律等により義務づけていただきたい。

組合事業で、業務代行制度を、業務代行の主旨によらずに、コンサルタント等の業務、工事関係業務等を独占的に利権的に利用し、組合等の地権者が著しく不利益を被るような事業展開がなされている事例が発生している。

組合や、指導監督する市の担当者、業務代行者選定組織といえども、初めて事業に接する場合が多く、このような状況が見抜けないまま、代行契約が結ばれてしまい、上記の内容が判明した段階では、対応が出来ない状況になっている。

このような事例が未然に防止できるように、業務代行者の選定組織が正常に機能するよう強力な指導が必要である。

3. 防災・省エネまちづくり緊急促進事業の補助率の引き上げについて

防災・省エネまちづくり緊急促進事業の補助において、「必須項目」を満足するよう建築物の構造強化を図る場合、必要な工事費が上澄みされるが、「必須項目」のみで補助金を積算（補助対象額の3%）すると、工事費の増加分よりも補助金の額が低く積算されてしまい、防災・省エネの促進の趣旨に反し、計画に盛り込まれないような結果を招いているので、最低でも工事費の増加に見合う補助金の積算が可能なよう、最低の補助率を現在の3.0%から4.0%ないし4.5%または5.0%に引き上げていただきたい。